西南学院大学女子同窓会女子学生支援事業 実施要綱

（目的）

第１条　西南学院大学女子同窓会は、西南学院大学女子学生（以下「女子学生」という。）の活躍を支援するため、「西南学院大学女子学生支援事業」（以下「女子学生支援事業」という。）を実施する。

（対象活動）

第２条　女子学生支援事業の対象となる活動（以下「対象活動」という。）は次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(１) 西南学院大学女子同窓会規約第３条の趣旨に沿った活動であること。ただし、宗教目的、政治目的、又は営利目的でないもの。

(２) 女子学生が実施する以下のいずれかの活動であること

ア　西南学院大学の女子部活動であって、全国大会水準の活動

イ　女子学生が中心となって企画・実施するボランティア活動

ウ　その他上記に準ずる活動

(３)支援決定の年度内に実施される活動であること。ただし、次条第１号に定める活動支援金の交付を受けない場合を除く。

（支援の内容）

第３条　支援の内容は、以下のとおりとする。

(１) 活動支援金の交付（１活動の上限５万円）

(２) 広報

(３) 前各号に掲げるもののほか、西南学院大学女子同窓会会長（以下「会長」という。）が必要と認める支援

（対象活動の公募）

第４条　対象活動は公募する。

（支援の申請）

第５条　支援を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書（様式１号）に必要書類を添えて、原則として対象活動を実施する日の１か月前又は対象活動を実施する年度の11月末日のいずれか早い日までに、会長に申請しなければならない。

２　申請者は、第２条各号に規定する部活動の代表者（部長等）もしくは対象活動を中心となって実施する女子学生（当該活動の代表者等）とする。

３　申請者は、原則として同じ年度内に複数の対象活動の支援を申請することができない。

４　第１項に規定する必要書類は、会長が別途定める。

（支援の決定）

第６条　支援の可否及び支援内容は、西南学院大学女子学生支援事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）が審査の上決定する。

２　選考委員会は支援の申請があった場合には、すみやかに申請内容を調査し、申請された活動内容や支援の必要性、その他申請された活動の西南学院大学女子同窓会規約第３条への貢献度等を総合的に勘案し、支援の可否及び支援内容を決定する。但し、支援金額については第10条の報告を受けた後に決定する。

３　支援が決定された場合は、活動支援金を仮払いすることができる。

４　選考委員会の構成員は、会長が指名する。

（通知）

第７条　会長は申請者に対し、支援決定通知書（様式第２号）により支援の可否及び支援内容をすみやかに通知する。

（変更の申請）

第８条　申請者は、申請内容に変更があった場合は、活動内容変更届（様式第３号）をすみやかに会長に提出し、承認を受けなければならない。

（対象活動中止の場合の手続き）

第９条　申請者は、対象活動を中止する場合は、取下げ願い（様式第４号）をすみやかに会長に提出しなければならない。

（報告）

第10条　申請者は、対象活動完了後１か月を経過した日又は支援を受けた年度の末日のいずれか早い日までに開催報告書（様式５号）に必要事項を記載のうえ、必要書類を添えて、報告しなければならない。

２　前項の必要書類は、対象活動を実施した事実を確認できる資料、費用の支出を確認できる証票、その他会長が必要と認める書類とする。

（活動支援金の確定等）

第11条　活動支援金の交付が決定された事業について、前条の規定による報告があった時は、選考委員会は、申請された活動内容・活動に必要な経費の金額及びその内訳等を総合的に審査して、当該年度の予算の範囲内で交付する活動支援金の金額を決定するものとする。

２　活動支援金の対象となる経費については、別表に定める。

（活動支援金の交付）

第12条　会長は前条の規定により決定した金額を支援金決定通知書（様式６号）により申請者に速やかに通知し、決定に従い活動支援金を交付する。

（責任）

第13条　対象活動の実施にあたっては、申請者の責任で行うものとし、事故・疾病その他災害等については、申請者の責任と負担で対処するものとする。

附則

この西南学院大学女子同窓会女子学生支援事業実施要綱は2023年９月１日より運用する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 対象となる経費 | 対象とならない経費 |
| １　大会参加費  ２　大会参加のための交通費・宿泊費  ３　ボランティア活動のための交通費・宿泊費  ４　講師謝礼（謝礼金・交通費・宿泊費）  ５　郵送費  ６　チラシ印刷経費  ７　材料費  ８　機材レンタル、運搬費等  ９　雑費、事務用品費  １０　その他会長が必要と認める経費 | １　打ち合わせ等会議費  ２　活動終了後、部または個人及び団体の所有になるもの　（例）書籍、備品等  ３　部員ないしは申請団体構成員への謝礼金食事代等  ４　電話、ＦＡＸ、インターネット料金 |